（互選議員の選挙区及び議員数）

第 9 条　　互選議員の選挙は全選挙区で行う。

（附 則）

１．平成　9年　7月　1日 東邦特殊パルプ株式会社編入。

２．平成１２年7月１７日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成１２年１１月１０日議員の任期満了に伴う総選挙から適用する。

３．第１０条の規約を第９条に変更し、認可の日から施行し、平成１５年４月１日から適用とする。